

2015年11月11日

DNP ファイン解雇・偽装請負争議の東京高裁の不当判決に対する声明

全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)
同 東京地方連合会
DNP ファイン解雇・偽装請負争議を勝たせる会

11月11日、東京高裁において、DNP ファイン解雇・偽装請負争議に対する判決があった。浜秀樹裁判官らによるその判決は、極めて不当なものであった。さいたま地裁が被告らの職業安定法44条違反、労働基準法6条違反を認めた事実をも否定し、橋場恒幸さんとDNP ファインとの雇用契約の確認、損害賠償の請求はいずれも棄却する、という不当なものであった。

橋場さんは、(株)DNP ファインエレクトロニクス(大日本印刷久喜工場)で請負契約として働いていたが、2009年、会社の業績不振を理由に解雇された。その後自らの働き方が二重の偽装請負という違法状態にあったことを知り、さいたま地裁に対して、DNP ファインに対する雇用契約の地位確認と損害賠償を求めて提訴した。さいたま地裁では、5年有余、27回に及ぶ裁判であった。

この間のさいたま地裁、東京高裁への傍聴支援、MIC及び全労連・東京地評の争議支援総行動での社前要請行動、及び4回にわたる大日本印刷本社包囲デモへの参加、勝たせる会を通じてのカンパなど、物心両面に渡るご支援に感謝する。

東京高裁の判決は、橋場さんの主張をことごとく退け、被告の主張はほとんど採用し、さいたま地裁が具体的事実によって認めた職業安定法44条違反、労働基準法6条違反の二重偽装請負の事実を棄却する極めて不当な判決であり、到底受け入れられるものではない。今後、裁判所や裁判官への要請行動を行い、非正規労働者の現実に向き合わない我が国の司法を糾弾し包囲するものである。

今後行われるMICや全労連・東京地評の大衆的抗議行動である争議支援総行動を成功させ、DNP ファイン解雇・偽装請負争議を勝利解決させること、併せて労働法制改悪反対の闘いにも更なる決意で奮闘していくことをここに表明するものである。

更なるご支援を引き続き要請する。